

## Report 01

# 愛知県「電子マニフェスト導入による産業廃棄物のトレーサビリティの向上について」

## 1 背景及び目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が行われてきたことにより、本県における廃棄物の排出量は高い水準で推移し、現在も大量の廃棄物が排出されています。これに伴い産業廃棄物の量的な増大や質的な多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けて的的確な対応が求められています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、廃棄物処理法で排出事業者が産業廃棄物の処理を他者に委託する場合に、産業廃棄物の種類、数量、運搬受託者名、処分受託者名等を記載したマニフェストを交付することが義務付けられているものであり、排出事業者が、産業廃棄物の発生から最終処分までの状況を自ら把握、管理する仕組みです。

一方、電子マニフェストは、マニフェスト伝票を発行する代わりにパソコン等を通じて情報処理センターにデータ入力するため、偽造が難しく、不法投棄等不適正処理の防止につながり、廃棄物のトレーサビリティを向上させる手段です。

国の「IT新改革戦略（平成18年1月19日）」においても、ITを活用して産業廃棄物の移動におけるトレーサビリティを向上させ、適正な資源循環の確保を推進するため、平成22年度までに電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定されていますが、平成18年度末の普及率は、5.3%にとどまっているため、普及拡大が急務となっています。

こうした状況を踏まえて、本県では産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成19年度から以下の事業を実施しています。

## 2 排出事業者責任の周知徹底

産業廃棄物の不適正処理の一層の防止を図るため、産業廃棄物排出事業者、業界団体を対象とした説明会を開催し、産業廃棄物マニフェスト制度の周知徹底、廃棄物処理法施行規則改正等に伴い、平成20年度から開始される、産業廃棄物管理票交付状況報告の周知、併せて事務の合理化や不適正処理の防止につながる電子マニフェストの普及・促進を図りました。

説明会は、県・政令市が合同で主催し、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(社)愛知県産業廃棄物協会等からも講師を派遣いただき、平成19年8月から9月にかけて、5会場で延べ7回、合計約3400名の参加がありました。(写真1)

## 3 電子マニフェスト導入普及事業費補助

本県では平成19年度から、マニフェストを多量に交付している事業者で構成している業界団体、工業団地及び企業グループ等の排出事業者がまとまって電子マニフェストを導入する事業の実施に要する経費に対して、補助率2分の



写真1 産業廃棄物マニフェスト制度等に係る説明会

愛知県 環境部 資源循環推進課 廃棄物監視指導室 主任主査 堀部隆司

1以内、補助額上限100万円とする支援事業を開始しました。

平成19年度の補助事業者は、以下の3者です。

補助事業者名	グループ構成員数
(社)愛知県歯科医師会	3,300社
(社)愛知県産業廃棄物協会	757社
豊田通商(株)	63社(286事業所)

(社)愛知県歯科医師会が導入するシステムは、図1のように医療廃棄物の管理専用に構築されたASPシステムを利用して、予約登録後、各歯科医院からの廃棄物引渡し時に、収集運搬業者がモバイルPCで委託内容を入力するとともに、各歯科医院に委託内容を記した確認票を交付することで、双方が委託内容を確認し、ASPを介して電子 manifests を登録するシステムです。

豊田通商(株)が導入するシステムは、図2のように、豊田通商(株)と(株)デンソーが共同開発し、トヨタ自動車(株)で導入している産業廃棄物を含む全ての排出物を管理する資源循環管理システム「エコマネージ」を、ASPとして、トヨタ

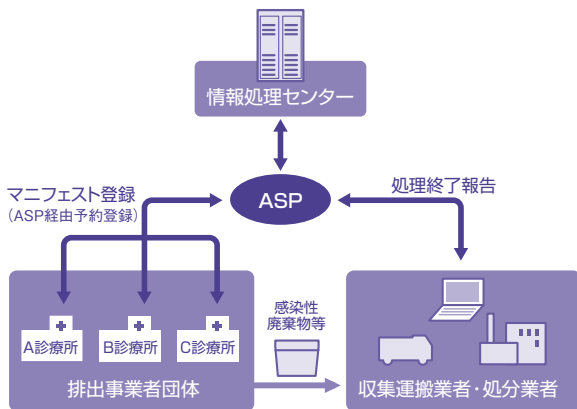


図1 (社)愛知県歯科医師会のシステム

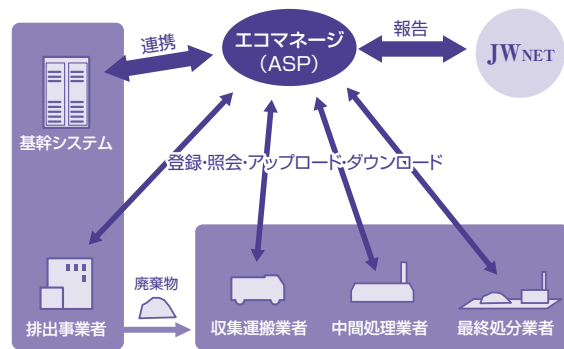


図2 豊田通商(株)のエコマネージシステム

グループ全体にネットワークを拡大し連結管理できるようにするとともに、当該システムのみならず他のシステムや紙 manifests による併用管理も可能とするシステムです。

(社)愛知県産業廃棄物協会が導入するシステムは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が加入して一括管理することで、データ管理、委託契約書、行政報告等に利用できるASPシステムで、紙 manifests と電子 manifests の融合を図るとともに、中小企業者でも簡単に電子 manifests を導入できる廃棄物管理システムです。

愛知県では、今後も電子 manifests の普及拡大に努め、産業廃棄物のトレーサビリティの向上を図り、産業廃棄物の適正処理を推進していきます。

この記事に関する問い合わせ先

愛知県 環境部 資源循環推進課  
廃棄物監視指導室 指導グループ

TEL 052-954-6237 FAX 052-953-7773  
e-mail junkan@pref.aichi.lg.jp